

## 第61号議案

春日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正により職員の任用根拠等が明確化されたことに伴い、消費生活相談員の職の位置付けを見直すものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

春日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。